

障害福祉分野 就職支援金貸付制度

「障害福祉分野就職支援金貸付制度」は、他業種で働いていた方等であって、一定の研修を修了し、障害福祉分野に就労しようとする方に対し、就職の際に必要な経費（就職支援金）を貸し付けることで、福祉・介護人材の確保及び定着を支援する制度です。

貸付限度額 **20 万円**（講習会参加費、被服費等）

岩手県の障害福祉サービス事業所等において、障害福祉職員として2年間業務に従事したときは、貸付金の返還が全額免除されます。

※ 貸付けは無利子です。



◎ 詳細については、お気軽にお問合せください。

問合せ先：社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部
020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3 電話 019-601-7022
<http://www.iwate-shakyo.or.jp/kenmin/shugaku.html>

障害福祉分野就職支援金貸付制度の概要

<p>貸付対象</p>	<p>● <u>次の基準を全て満たす方が申請できます。</u></p> <p>(1) 他業種で働いていた方等（介護職未経験、無資格等）であって、次に掲げる研修のいずれかを修了した方（修了前の場合は※1 参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護職員初任者研修以上の研修（訪問介護員（ホームヘルパー）1級課程、訪問介護員（ホームヘルパー）2級課程、介護職員基礎研修のいずれか） ② 居宅介護職員初任者研修 ③ 障害者居宅介護従事者基礎研修 ④ 重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること。） ⑤ 同行援護従業者養成研修（基礎、応用を受講すること。） ⑥ 行動援護従業者養成研修 <p>(2) 岩手県内に所在する障害福祉サービスを提供する事業所又は施設において、<u>主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下「障害福祉職員」という。）として就労した方又は就労を予定している方</u></p> <p>※1 障害福祉職員としての就職と同時に初任者研修等を受講する場合、研修修了後に修了証を提出する等の手続を行うことで、研修修了前に貸付けを行うことも可能です。事前にご相談ください。</p> <p>※2 「離職した介護人材の再就職準備金貸付」又は「介護分野就職支援金貸付」を利用したことがある方は、貸付対象外です。</p>
<p>受付期間</p>	<p>随 時 ※ <u>内定日以降、就労開始後2か月以内に申請してください。</u></p>
<p>貸付額</p>	<p>● 貸付上限額 200,000円</p> <p>※ 貸付回数は、1人当たり一回限りとします。</p> <p>※ 貸付けには審査があります。貸付けをお断りする場合や、希望額どおりの貸付額に満たない場合もあります。</p> <p>● 貸付金の使用例</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 子どもの預け先を探す際の活動費 ② 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費 ③ 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れるかばん等の被服費 ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用 ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費（自動車に関する費用は不可です。） ⑥ その他就職する際に必要となる経費として適当と認める経費
<p>返 還</p>	<p>障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなった場合等、返還免除の要件を満たさなかった場合は、原則として貸付金を全額返還しなければなりません。</p>
<p>免 除</p>	<p>障害福祉職員として就労した日から、岩手県内において2年間（在職期間730日以上、業務従事期間360日以上）、引き続き障害福祉職員の業務に従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。</p> <p>※ 障害福祉職員としての就職と同時に規定の研修を受講した場合、免除までの2年間は、研修を修了した日から起算した2年間となります。</p>